

3 法第二条第二項第十五号に掲げる特定事業者に対する金融庁長官検査等権限は、その本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

4 第十九条第二項及び第三項の規定は、金融庁長官検査等権限で法第二条第二項第十五号に掲げる特定事業者の本店以外の営業所その他の施設に対するものについて準用する。

（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

（商工債令の廃止に伴う経過措置）

第二条 会社法及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経済産業省関係政令の整備に関する政令（平成十八年政令第八十号）附則第二条第一項の規定により「旧みなし商工債」というのは、株式会社商工組合中央金庫法（以下「法」という。）第三十三条の規定により発行された商工債とみなす。この場合において、会社法（平成十七年法律第八十六号）第四編第三章並びに社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第八十五条及び第八十六条の規定は、適用しない。

2 旧みなし商工債についての会社法第六百八十一条第一号及び第二号の規定の適用については、同条第一号中「第六百七十六条第三号から第八号までに掲げる事項その他の社債の内容を特定するもの」として法務省令で定める事項（以下この編において「種類」という。）とあるのは「社債の利率、社債の償還の方法及び期限並びに利息支払の方法及び期限」と、同条第二号中「種類」とあるのは「前号に掲げる事項」とする。

3 第一項前段の規定にかかわらず、旧みなし商工債の記載事項については、会社法及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経済産業省関係政令の整備に関する政令第一条の規定による改正前の商工債券令（以下「旧商工債券令」という。）の規定の例による。

4 第一項前段の規定にかかわらず、旧みなし商工債（旧商工債券令第十七条第一項に規定する記名式商工債券に限る）の譲渡については、旧商工債券令の規定の例による。

第三条 法の施行の日前に商工組合中央金庫が発行した短期商工債についての水産業協同組合法施行令の規定の適用については、当該短期商工債を同令第二十一条第二項第五号に掲げる債券とみなす。

第四条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣 福田 康夫
 財務大臣 額賀福志郎
 総務大臣 増田 邦也
 農林大臣 若林 正俊
 厚生大臣 外添 要一
 労働大臣 額賀福志郎
 財務大臣 鳩山 邦夫
 国土交通大臣 冬柴 明
 環境大臣 鴨下 一鐵
 防衛大臣 石破 茂郎

特許法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

平成二十年五月二十一日

内閣総理大臣 福田 康夫

政令第八十一号
 特許法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令
 内閣は、特許法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第十六号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

財務大臣 額賀福志郎
 経済産業大臣 甘利 明
 内閣総理大臣 福田 康夫

特許法等関係手数料令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十年五月二十一日

内閣総理大臣 福田 康夫

政令第八十二号

特許法等関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第九十五条第二項及び商標法（昭和三十四年法律第二百一十七号）第七十六条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項の表第一号中、「一万六千円」を、「一万五千円」に改め、同表第二号中、「二万六千円」を、「二万四千円」に改め、同表第三号及び第四号中、「一万六千円」を、「一万五千円」に改め、

第四条第二項の表第一号中、「六千円」を、「三千四百円」に、「一万五千円」を、「八千六百円」に改め、同表第二号中、「一万二千円」を、「六千八百円」に、「三万円」を、「一万七千二百円」に改め、同表第九号中、「二万円」を、「一万二千円」に改める。

（施行期日）
 第一条 この政令は、平成二十年六月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この政令の施行前に納付すべきであった手数料については、この政令による改正後の特許法等関係手数料令第一条第二項の表第一号から第四号まで並びに第四条第二項の表第一号、第二号及び第九号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

財務大臣 額賀福志郎
 経済産業大臣 甘利 明
 内閣総理大臣 福田 康夫

御名 御璽

平成二十年五月二十一日

内閣総理大臣 福田 康夫

政令第八十三号

温泉法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、温泉法の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百一十一号）附則第一条第一号を除く。）の規定に基づき、この政令を制定する。

温泉法の一部を改正する法律の施行期日は平成二十年十月一日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は同年八月一日とする。

環境大臣 鴨下 一郎
 内閣総理大臣 福田 康夫